

# 原発事故「防げた」と認定

## 国と東電に賠償命令

### 前橋地裁「津波予見できた」

東京電力福島第一原発事故で群馬県内に避難した住民ら45世帯137人が、国と東電に総額約15億円の損害賠償を求めた集団訴訟の判決が17日、前橋地裁であった。原告裁判長は、国と東電はともに津波を予見できた指摘。事故は防げたのに対策を怠ったと認め、うち62人に計3855万円を支払うよう命じた。▼2面「津波対策の怠慢、33面「判決要旨」、35面「希望も無念も

### 避難者集団訴訟

推定した点を重視。この発表から数カ月後には、東電は大きな津波が来ることを予見できたことを述べた。

さらに、東電が長期評価に基づいて08年5月ごろ、福島第一原発に15・7級の津波が来ることを試算していたことも指摘。この時点で「東電が実際に津波を予見していた」と判断した。東日本大震災で実際に襲った津波は15・5級だった。

判決は、政府が2002年7月に策定した長期評価で、三陸沖北部から房総沖でマグニチュード8級の津波地震が起きる発生確率を「30年以内に20%程度」と

判決は、東電が非常用発電機を高台に設置するなどして、対策を怠ったと指摘

#### ■判決のポイント

- 東電は高い津波の到来を遅くとも02年に予見でき、08年には実際に予見していた。
- 東電が津波対策をとっていれば、原発事故は発生しなかった。
- 国も津波到来を予見できる状況だったのに、事故を未然に防ぐための命令を東電に出さなかった。



判決を受け、「一部勝訴」「国の賠償責任を認める」と書かれた旗を掲げる弁護士ら＝17日午後3時10分、前橋市、遠藤啓生撮影

摘。「経済合理性を安全性に優先させ、特に非難に値する」と述べた。

## 国の法的責任示す

### 解説

事故を起こした東電だけでなく、規制権限をもつ国も東日本大震災級の津波を予見でき、原発事故を防げたとする判決は画期的だ。両者が連帯し、同等に賠償

を負担するよう踏み込んだ。津波対策の甘さについては、国会事故調査委員会が「規制当局と東電経営陣には意図的な先送りと不作為

があった」と指摘。民間の検証委員会も「不十分な過酷事故対策を許した点では規制当局も東電と責任は同じだ」と批判していた。判決は、これらの調査結果と

一方の国も、02年には原発の脆弱性や非常用配電盤を浸水させる規模の津波の到来を予見できる状態だったと判断。原発の耐震設計について、旧原子力安全委員会が策定した指針に基づき、東電が中間報告を出した07年8月の時点で、国は事故を防ぐ対策を取るよう命令すべきだったとした。

その上で賠償額を検討。放射線被曝への恐怖にさらされた避難者43人の請求を一部認めた。(三浦淳)

同様の見方を示した。国の対応は鈍いままだ。事故から3年たつてまだたエネルギー基本計画で、原発を不可欠なものと位置づけて再稼働を進めた。にもかかわらず、事故の法的責任は明確にしなかった。原発賠償にかかわる法制度では「原発を推進してきた社会的な責任」だけを負うとし、負担は賠償金などが不足する東電への援助にとどまるとしてきた。

判決は、事故を事前に防ぐため、対策をとらせる法的責任が国にあることを明確に示した。原発を推進してきた国の責任があいまいなままであってはならない。(編集委員・大月規義)

3/18朝日